

岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例

	平成18年	5月29日	条例第17号
改正	平成19年	2月21日	条例第1号
	平成26年	2月5日	条例第2号
	令和2年	2月20日	条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、岩手沿岸南部広域環境組合に常勤する一般職の職員（臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）、休職中の者及び他の地方公共団体に派遣された者を除く。）の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、5人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月21日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月5日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。